

分娩取扱施設支援事業 経費所要額調 様式

施設に記載・入力頂く箇所
都道府県に入力頂く箇所
自動計算される箇所（入力不要）

		←都道府県名を選択					H> Iの場合に支給対象		K> Mの場合に支給対象					
No	施設名称	区分	分娩取扱件数（各年合計）					分娩取扱件数 ※				単価 （支給申請額）	備考	
			平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	3年間 の平均	令和 5年度	比較対象期間	比較対象期間における 分娩取扱件数の平均	直近の期間	直近の期間における 分娩取扱件数の平均			
記入例 1	厚生病院	病院	250	240	237	242	210					2,500,000		
記入例 2	労働産院	助産所				#DIV/0!		令和3年5月10日～令和4年3月31日	50	令和5年4月1日から令和 6 年3月31日	30	1,000,000		
1						#DIV/0!						0		
2						#DIV/0!						0		
3						#DIV/0!						0		
4						#DIV/0!						0		
5						#DIV/0!						0		
6						#DIV/0!						0		
7						#DIV/0!						0		
8						#DIV/0!						0		
9						#DIV/0!						0		
10						#DIV/0!						0		
11						#DIV/0!						0		
12						#DIV/0!						0		
13						#DIV/0!						0		
14						#DIV/0!						0		
15						#DIV/0!						0		
16						#DIV/0!						0		
17						#DIV/0!						0		
18						#DIV/0!						0		
19						#DIV/0!						0		
20						#DIV/0!						0		
合計												0		

以下から選択
病院
診療所
助産所

※ 平成29年度以降に分娩取扱を開始した場合に記載
各期間中の合計分娩件数を日割りし、365日分けたもの（平均年間分娩件数）を、
分娩取扱件数の平均の欄に記載

- 平成29年度から令和元年度の間に開設した施設
比較対象期間：開設日から令和元年度末まで
直近の期間：令和 5 年度
- 令和 2 年度から令和 4 年度の間に開設した施設
比較対象期間：開設日から令和 4 年度末まで
直近の期間：令和 5 年度
- 令和 5 年度以降に開設した施設
比較対象期間：開設日から本事業実施要綱公布日（令和 7 年 2 月12日）まで
直近の期間：本事業実施要綱公布日翌日（令和 7 年 2 月13日）から申請日まで

小児医療施設支援事業 経費所要額調 様式

施設に記載・入力頂く箇所																			
都道府県に記入頂く箇所																			
自動計算される箇所（入力不要）																			

地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設） 経費所要額調 様式

医療機関に記載して頂く箇所
都道府県に記載して頂く箇所
自動計算される箇所（入力不要）

		←都道府県名を選択									
施設名称	補助方法	総事業費	産科部門の収入額 及び寄付金 その他の収入額	差引事業費	対象経費の 支出予定額	分娩取扱期間	基準額	選定額	都道府県 補助額(見込) (直接補助の場合 は記載不要)	国庫補助 基本額	申請見込額
		A	B	C=A-B	D		E	F=C,D,Eの最少額	I	J= FとIのうち最少額	J×補助率1/2
	選択	円	円	円	円	選択	円	円	円	円	円
厚生病院	都道府県が補助する事業（間接補助）	100,000,000	75,000,000	25,000,000	32,000,000	年間6月以上9月未満	7,600,000	7,600,000	8,000,000	7,600,000	3,800,000
〇〇県立病院	都道府県が行う事業（直接補助）	95,000,000	60,000,000	35,000,000	20,000,000	年間9月以上	11,400,000	11,400,000		11,400,000	5,700,000
				0			0	0		0	0
合計											0

都道府県が行う事業（直接補助）
都道府県が補助する事業（間接補助）

年間9月以上
年間6月以上9月未満
年間6月未満

A 総事業費とは、本事業を行うために必要な産科部門に係るすべての経費。
B 寄付金とは、寄付者がその使途を、本事業に指定する寄付金をいい、使途を指定しない一般寄付金及び総事業のうち、補助対象外の事業に対する寄付金は、ここにいう寄付金とはみなさない。
その他の収入とは、評価額、徴収法定額等をも含めることとし、収入の種類及び範囲は次のとおりとする。
①法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。）に基づく徴収金、返還金等の収入
②契約違反による違約徴収金の収入
③既存建物等の全部又は一部が被災したことに伴う火災保険、地震保険による保険金収入等から交付要綱等により算出される自己負担相当を控除した額
④その他当該補助事業等に関する収入
D 対象経費とは、必要な次に掲げる経費
職員基本給、職員諸手当、諸謝金、社会保険料

地域連携周産期支援事業(産科施設)__施設__経費所要額調 様式

医療機関に入力して頂く箇所

都道府県に記載して頂く箇所

自動計算される箇所(入力不要)

←都道府県名を選択

記入例

施設名称	総事業費	寄附金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	選定額 (C)・(D)・(E)のうち最少額	補助率	申請見込額
	(A)	(B)	(A)-(B)=(C)	(D)	(E)	(F)		(F)×1/2
	円	円	円	円	円	円		
厚労産婦人科	50,000,000	8,500,000	41,500,000	40,000,000	16,800,000	16,800,000	1/2	8,400,000
			0		16,800,000	0	1/2	0
			0		16,800,000	0	1/2	0
			0		16,800,000	0	1/2	0
			0		16,800,000	0	1/2	0
			0		16,800,000	0	1/2	0
合計								0

【留意事項】

申請時には、間接補助の場合には、選定額×補助率1/2と、都道府県が補助した額を比較して少ない方の額が申請額となる

(A)総事業費は、地域連携周産期支援事業(施設)に関わるすべての経費で、設計その他工事に伴う事務に要する費用も含まれる。

(B)寄付金とは、寄付者がその用途を、本事業に指定する寄付金をいい、用途を指定しない一般寄付金及び総事業のうち、補助対象外の事業に対する寄付金は、ここにいう寄付金とはみなさない。
その他の収入とは、評価額、徴収法定額等も含めることとし、収入の種類及び範囲は次のとおりとする。

- ①法令(地方公共団体の条例及び規則を含む。)に基づく徴収金、返還金等の収入
- ②契約違反による違約徴収金の収入
- ③既存建物等の全部又は一部が被災したことに伴う火災保険、地震保険による保険金収入等から交付要綱等により算出される自己負担相当を控除した額
- ④その他当該補助事業等に関する収入

(D)対象経費は、産科医療施設として必要な診療部門(診察室、病室等)の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

地域連携周産期支援事業（産科施設）__設備__経費所要額調 様式

医療機関に記載して頂く箇所

都道府県に記載して頂く箇所

自動計算される箇所（入力不要）

		←都道府県名を選択						
施設名称	(A) 総事業費	(B) 寄附金その他収入額	(C) 差引額 (A) - (B)	(D) 対象経費の 支出予定額	(E) 基準額	(F) 選定額 (C)・(D)・(E)のうち 最少額	補助率	申請見込額
	円	円	円	円	円	円		
記入例 厚生労働病院	3,200,000	100,000	3,100,000	3,000,000	7,279,000	3,000,000	1/2	1,500,000
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
			0		7,279,000	0	1/2	0
合 計								0

【留意事項】

申請時には、間接補助の場合には、選定額×補助率1/2と、都道府県が補助した額を比較して少ない方の額が申請額となる

(A)総事業費は、地域連携周産期支援事業(設備)に関わるすべての経費

(B)寄付金とは、寄付者がその用途を、本事業に指定する寄付金をいい、用途を指定しない一般寄付金及び総事業のうち、補助対象外の事業に対する寄付金は、ここにいう寄付金とはみなさない。

その他の収入とは、評価額、徴収法定額等をも含めることとし、収入の種類及び範囲は次のとおりとする。

- ①法令(地方公共団体の条例及び規則を含む。)に基づく徴収金、返還金等の収入
- ②契約違反による違約徴収金の収入
- ③既存建物等の全部又は一部が被災したことに伴う火災保険、地震保険による保険金収入等から交付要綱等により算出される自己負担相当を控除した額
- ④その他当該補助事業等に関する収入

(D)対象経費は、妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費